

第15章 環境影響評価準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：令和2年6月10日法律第41号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第20条第1項に基づき、令和7年5月2日に環境保全の見地からの山口県知事及び福岡県知事からの意見が提出されました。

準備書についての山口県知事からの意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表15-1に、福岡県知事からの意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表15-2に示すとおりです。

表 15-1(1) 準備書についての山口県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	山口県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>[全体的事項]</p> <p>(1)本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されておらず、交通や周辺市街地の状況等が今後変化する可能性がある。このため、具体的な事業計画の検討に当たっては、当該道路のみならず既存の周辺道路等も含んだ計画交通量を的確に予測し、将来の道路ネットワーク全体における環境負荷の低減に努めること。なお、本事業の実施に伴い現段階で予測し得ない環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれが生じた場合には、専門家等と協議を行い、最新の知見や技術等を積極的に採用し、必要に応じて追加の環境保全措置等を講ずること。</p>	<p>具体的な事業計画の検討にあたっては、事業実施段階において、周辺の交通ネットワークに関する交通量等について、必要に応じて適切に把握するとともに、関係機関と連携を図り、幹線道路ネットワークの整備等によるさらなる交通円滑化を通じて、周辺の交通ネットワークにおける沿道環境の改善を図れるよう努めていきます。</p> <p>また、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合、又はそのおそれが生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。</p>
2	<p>(2)多岐にわたる環境影響評価の実施により、その結果や関係資料等が膨大でかつ複雑なものとなっていることから、評価書の作成に当たっては、誤解が生じないようわかりやすい記載に努めること。</p> <p>また、準備書では、道路構造の種類の区分や橋梁の構造等の詳細が明らかにされていないため、評価書では可能な限り具体的に記載すること。</p>	<p>評価書の作成にあたっては、誤解が生じないようわかりやすい記載に努めました。</p> <p>また、現段階における道路構造の種類の区分や橋梁の構造等については、第3章(P.3-5~7)及び第11章(P.11.1-25~32他)にできる限り詳細に記載しています。具体的な内容については、今後の詳細な設計の段階で決定します。</p>

表 15-1(2) 準備書についての山口県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	山口県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
3	<p>(3) 水環境や陸域動物等については、環境監視の実施について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>事後調査や環境監視の実施に当たっては、工事中及び供用後における実施計画を工事等の着工前に作成し、関係行政機関へ提出するとともに、その結果について、必要に応じて専門家等の指導・助言を得た上で、適切に環境保全措置を講ずること。</p> <p>また、本事業の事後調査結果の公表は工事完了後とされているが、工事が長期間にわたるため、環境監視結果と併せ、工事中も含めた適切な頻度で公表すること。</p>	<p>水環境や陸域動物の状況変化等については、事業実施段階及び供用後において、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握することとしており、その旨は第 12 章 (P. 12-1) に記載しています。</p> <p>また、本事業における事後調査の内容については、「国土交通省令」に基づき、項目及び手法について専門家等の意見を踏まえて検討し、第 13 章 (P. 13-2~3) に記載しています。事後調査の実施時期及び実施方法等については、事業実施段階において、専門家等の意見を踏まえて検討し、適切に事後調査を実施するとともに、環境保全措置を講じます。</p> <p>なお、本事業では、「国土交通省令」に基づき、対象事業に係る工事が完了した後、工事中に実施する事後調査等の結果についてとりまとめた報告書を作成・公表します。工事中における事後調査等の結果の公表と時期については、工事が長期に渡る中で、関係機関と調整し、必要に応じて検討します。また、当該対象道路事業に起因した環境影響の程度が著しいことが明らかとなり、新たに環境保全措置が必要となった場合等にも、関係機関と調整し、必要に応じて検討します。</p>
4	(4) 本事業の実施に当たっては、工事に係る住民説明会等の場の活用等により、地域住民等に対し環境保全措置等について丁寧な説明を行い、相互理解の促進に努めること。	事業の実施にあたっては、工事に係る住民説明会等の場の活用等により、地域住民等に対し環境保全措置等について丁寧な説明を行い、相互理解の促進に努めます。
5	<p>[大気環境]</p> <p>ア 自動車の走行に係る二酸化窒素濃度、騒音等の予測に当たっては、計画交通量等の交通条件が重要な外部要因であることから、適切な計画交通量を採用し、その採用根拠を含め評価書では具体的に記載すること。</p>	計画交通量は、第 3 章 (P. 3-4) に記載のとおり、「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省）を基本として作成された西暦 2040 年の将来 OD 表を用いて、西暦 2040 年の将来の道路ネットワークで推計しています。

表 15-1(3) 準備書についての山口県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	山口県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
6	<p>イ 建設機械の稼働に係る粉じん等について、環境保全措置を講ずることにより、全地点で予測値が参考値を満足するものの、現況値の把握が正確に行われていないことにより、評価の妥当性が判断できず、粉じん等による影響が懸念される地点が存在する。対象事業実施区域及びその周辺には住居等があることも踏まえ、評価書の作成に当たっては現況値を正確に把握し、生活環境への影響が著しいものと予測される場合は、必要に応じて環境保全措置を講ずること。</p>	<p>建設機械の稼働に係る粉じん等の調査、予測及び評価の手法は、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、専門家の助言を得ながら、適切に選定しています。また、予測の手法は科学的知見に基づくものであるとともに、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測及び環境保全措置の効果の不確実性は小さいと考えています。</p> <p>なお、事業実施段階において、生活環境の状況変化等について、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握します。また、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合、又はそのおそれが生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。</p>
7	<p>[水環境・水生生物]</p> <p>ア 工事中の局地的大雨や集中豪雨による土砂の流出及び潮流が強い閨門海峡での水底の掘削工事による水の濁りを防止するため、最新の知見や技術等を採用し、必要な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>工事の実施に伴う水の濁りに係る環境保全措置については、第11章(P. 11.5-9, 11.5-100)に記載のとおり、工事の詳細な施工計画段階において具体化の検討を行い、最新の技術指針等を踏まえて決定します。また、これらの環境保全措置について、事業実施段階において現地条件等を勘案し必要に応じて実施します。</p>
8	<p>イ 本事業で橋梁の主塔及び橋脚が湾口に設置される福浦湾には自然環境のまとまりの場である藻場が存在し、多様な水生生物が確認されている。主塔及び橋脚が設置されることに伴い、工事中の水の濁りや流向・流速の変化に伴う水生生物の生息・生育環境への影響が懸念され、その影響予測には不確実性が残るため、事業の実施に伴う藻場の変化等について、環境監視の実施を検討すること。</p>	<p>事業の実施に伴う藻場の変化等については、事業実施段階及び供用後において、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握します。</p>
9	<p>ウ 対象事業実施区域及びその周辺海域では、国際希少種であるスナメリの生息が確認されている。本種の生態を踏まえ、活動が盛んである夜間に工事を実施しない計画とされているが、一方で休息中である昼間に、工事による水中音にさらされるおそれがある。また、自動車の走行に伴い発生する水中音に係る知見がないとされているため影響の予測に不確実性が残る。そのため、事後調査を実施した結果影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>重要な海棲哺乳類（スナメリ）に係る事後調査の実施時期及び実施方法等については、第11章(P. 11.9-278, P. 11.11-74)に記載のとおり、事業実施段階において、専門家等の意見を踏まえて検討し、適切に事後調査を実施します。また、調査の結果、当該対象道路事業に起因した、事前に予測し得ない環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家等の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

表 15-1(4) 準備書についての山口県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	山口県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
10	<p>[陸域動物]</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺に存在する彦島福浦町金比羅神社社叢等は多様な鳥類が関門海峡を越えて南へ渡る起点となっているとともに、それら鳥類を獲物とするハヤブサやハイタカなどの狩り場でもあることから、事業実施に伴う鳥類の利用状況の変化やバードストライクの発生等の懸念がある。このため、鳥類への影響について環境監視の実施を検討するとともに、環境保全措置に不足が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>事業の実施に伴う鳥類の利用状況の変化等については、事業実施段階及び供用後において、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握します。さらに、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合、又はそのおそれが生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。</p>
11	<p>[陸生植物]</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な陸生植物や重要な植物群落の彦島福浦町金比羅神社社叢は、準備書において環境影響は回避又は低減されていると評価されている。しかし、彦島福浦町金比羅神社社叢の生育環境が道路の存在に伴い生じる日射量の変化等によって質的な変化が生じないことを裏付ける具体的な資料や、重要種の確認地点が示されていないため、評価書で詳細に示すこと。</p>	<p>道路の存在に伴い生じる日射量による重要な植物の生育環境の質的変化に係る予測結果については、日影による影響が生じる範囲と重要種の確認地点の位置関係がわかるよう、第11章（P.11.10-55～59、P.11.10-64～65、P.11.11-45）の記載を修正しました。</p> <p>なお、重要種の確認地点については、種の保全の観点から、評価書への記載は行いません。</p>
12	<p>[景観]</p> <p>本事業は、両県県民に親しまれている関門海峡に橋梁を設置する計画であるため、既存の景観と調和したデザイン、色彩を採用するだけでなく、そこに設置される橋梁を対岸から見た眺望景観にも配慮し、新たな関門景観を構成するシンボルとなるよう検討を進めること。</p>	<p>構造物（橋梁等）及び道路付属物の検討にあたっては、最新の技術指針等を踏まえ、デザイン、色彩について関係機関と協力し、地域の方々や専門家等の意見を伺いながら検討します。</p>
13	<p>[廃棄物等]</p> <p>ア 工事の実施に伴う廃棄物について、山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）において、産業廃棄物の減量に関する目標を設定していることを踏まえ、更なる発生抑制を行うとともに、可能な限り再生利用した上で、最終処分量を削減すること。</p>	<p>本事業により発生する建設副産物については、発生抑制及び適切な処理・処分を図るとともに、事業着手時における再資源化率等の基準を上回るよう再利用・再資源化に努めます。</p>
14	<p>イ 工事に伴う建設発生土は約 919 千m³と予測されており、そのうち約 787 千m³を対象事業実施区域外へ搬出することとしている。対象事業実施区域内での利用及び工事間利用を促進し、建設発生土の発生量及び最終処分量の抑制に努めること。</p>	<p>工事に伴う建設発生土については、発生抑制及び適切な処理・処分を図るとともに、第11章（P.11.14-7～8）に記載のとおり、環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置として「事業内利用」及び「工事間流用の促進」を実施し、事業着手時における有効利用率の基準を上回るよう再利用に努めます。</p>

表 15-1(5) 準備書についての山口県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	山口県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
15	<p>[温室効果ガス等]</p> <p>事業の実施に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの低減については、道路のライフサイクル全体においてその排出による環境への負荷を低減するため、最新の知見や技術等の活用に努め続けること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、第3章 (P.3-39)に記載のとおり、「2050年カーボンニュートラル」の実現に関連する道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力についての再生可能エネルギーの導入等の取組について検討し、温室効果ガスの排出削減に努めます。</p>

表 15-2(1) 準備書についての福岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	福岡県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>[全体的事項]</p> <p>下関北九州道路（以下「本事業」という。）の事業の実施にあたっては、環境影響評価に基づく環境保全対策を確実に実施し、周辺環境への影響の低減に努めること。</p> <p>また、本事業は、事業着手時期が明らかではなく、事業期間も長期にわたることが想定されるため、事業の実施により、現時点で予測し得ない著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聴いた上で、最新の知見を踏まえて、実行可能な措置を講ずること。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、環境影響評価に基づく環境保全対策を確実に実施し、周辺環境への影響の低減に努めます。</p> <p>また、事業の実施により、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。</p>
2	<p>現時点で予測し得ない環境への著しい影響を確認できるように、工事着工から供用開始までの期間でモニタリング調査を実施する等を検討し、検討の結果を評価書に記載すること。</p>	<p>現段階で予測し得なかった著しい影響を確認できるよう、事業実施段階において、設計図書や最新の技術指針及び知見等の収集により、事業計画等の変更を把握とともに、必要に応じて事業に伴う影響の程度を確認します。また、事業実施段階及び供用後において、周辺の交通ネットワークに関する交通量及び生活環境の状況変化、自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更等について、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握します。</p> <p>本事業では、このような対応をモニタリング調査として位置づけ、その内容を第 12 章 (P. 12-1) に記載しました。</p>
3	<p>本事業に係る環境影響評価の結果と併せて、周辺環境への累積的影響を考慮し、環境保全に配慮した事業計画を検討して、当該地域に適した工法を実施するよう努めること。</p>	<p>実施区域周辺において他事業が実施されることとなり、本事業と工事期間が重複し、周辺環境への累積的影響が生じることが想定される場合は、当該工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努めます。また、必要に応じて他事業における工事の内容等を踏まえて、環境保全に配慮した事業計画を検討し、当該地域に適した工法を実施するよう努めます。</p>

表 15-2(2) 準備書についての福岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	福岡県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
4	[騒音] <p>(1) 騒音の予測手法の変更等に留意し、必要に応じて、学識経験者等専門家の意見を聴き、最新の知見を踏まえた措置を講ずるよう努めること。</p>	事業の実施にあたっては、騒音の予測手法の変更等に留意し、必要に応じて、専門家等の意見を聴きながら、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。
5	(2) 自動車の走行に伴う騒音の環境保全措置については、遮音壁の設置を除き内容の詳細の一部が下関北九州道路に係る環境影響評価準備書に記載されていない。 <p>このため、環境保全措置の内容を詳細なものとするとともに、基準等との整合を図るだけでなく、事業の実施による影響ができる限り回避又は低減されるように努めること。</p>	自動車の走行に係る騒音の環境保全措置については、第 11 章 (P. 11. 2-52~53) に記載のとおり、具体化の検討時期は事業実施段階としており、保全すべき対象等の状況を勘案し、最新の技術指針等を踏まえて決定します。 <p>また、基準等との整合を図るだけでなく、事業の実施による影響ができる限り回避又は低減されるように努めます。</p>
6	[動物、植物及び生態系] <p>(1) 動物及び植物相 <p>本事業は、地域特性の異なる複数の市域にまたがる事業であるため、動物相及び植物相の調査結果については、市域ごとに整理し、事業実施区域の特性を適切に把握するよう努めること。</p> </p>	重要な種が確認された概ねの位置については、重要種確認位置図で整理し、第 11 章 (P. 11. 9-23 等) に掲載しています。
7	(2) 海棲哺乳類 <p>スナメリの生態について、昼夜により鳴音特性が異なることや単独性と群居性の両方の特性を有する可能性があることなどが知られているため、工事の実施により発生する水中音の影響については、学識経験者等専門家の助言を踏まえ、有効な事後調査を実施し、本事業による影響を適切に把握するよう努めること。</p>	重要な海棲哺乳類（スナメリ）に係る事後調査の実施時期及び実施方法等については、第 11 章 (P. 11. 9-278、P. 11. 11-74) に記載のとおり、事業実施段階において、専門家等の意見を踏まえて検討し、適切に事後調査を実施します。

表 15-2(3) 準備書についての福岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	福岡県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
8	(3)鳥類 夜間に渡る鳥類は照明に誘引されるため、夜間作業が発生する場合は、夜間作業を極力少なくするような事業計画を検討し、夜間に渡る鳥類に影響の少ない照明を選定すること。 また、工事開始から供用開始後において、夜間の照明が鳥類に及ぼす可能性について予測し、影響の回避、低減につながる保全措置を事前に検討するよう努めること。	第3章(P.3-38)に記載のとおり、夜間作業については、現段階で想定していませんが、公安委員会、道路管理者等の関係機関との協議により夜間作業が生じる場合は、夜間作業を極力少なくするよう工事計画を検討し、関係機関と協議の上、事業を進めるとともに、専門家等の意見を踏まえて、夜間に渡る鳥類への影響に配慮します。 また、供用後における夜間照明による鳥類への影響については、夜行性の重要な鳥類を対象に第11章(P11.9-150等)で予測しており、夜間照明については、事業実施段階において、光の漏れ出しを防止した構造等の採用を検討します。
9	[廃棄物等] (1)本事業により発生する建設副産物については、事業着手時における再資源化率等の基準を上回るよう再利用・再資源化に努めること。	本事業により発生する建設副産物については、発生抑制及び適切な処理・処分を図るとともに、事業着手時における再資源化率等の基準を上回るよう再利用・再資源化に努めます。
10	(2)本事業により発生する建設汚泥に有機フッ素化合物(PFOS、PFOA等)が含まれていた場合、建設汚泥を盛土材として再利用すること等に伴って、万一、当該物質が飲料水に流入することになれば、人の健康に影響を及ぼす可能性がある。 このため、今後、国の動向を注視し、必要に応じて、建設汚泥の有機フッ素化合物を確認するための調査の実施を検討すること。	事業の実施にあたっては、国の動向を注視し、必要に応じて、建設汚泥の有機フッ素化合物を確認するための調査の実施を検討します。